

令和7管理年度福井県知事管理漁獲可能量（くろまぐろ）

くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

Ⅰ 知事管理漁獲可能量

次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	46.8
福井県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	0.5

第2 くろまぐろ（大型魚）

Ⅰ 知事管理漁獲可能量

次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	31.9
福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	2.5